

実務経験

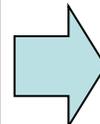
障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3~10年)(注1参照)

**研修の修了**

「相談支援従事者研修(講義部分)」を修了(注2)



「サービス管理責任者研修」「児童発達支援管理責任者研修」を修了(注3)



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置

実務経験がサービス管理責任者として必要な年数を満たしているか等は、所管の府保健所福祉室(京都市内事業所の場合は、京都市保健福祉局障害保健福祉推進室)までお問い合わせください。

この部分が今回の研修です。

- 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす(ただし、**事業開始後1年間の猶予は平成30年3月31日をもって廃止**)。
 - ・平成29年4月1日以降に事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの猶予とする。
 - ・**児童発達支援管理責任者については、平成29年3月31日において児童発達管理責任者として置かれているものであって、改正前の実務経験があったものについては平成30年3月31日までの間は児童発達管理責任者として置くことができる。**
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

(注1)実務経験については、次ページの一覧表を参照。

(注2)「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、「相談支援従事者初任者研修」のカリキュラムのうち講義部分(京都府では3日コース)をいう。

(注3)多機能型事業所で複数種別のサービス管理責任者を兼務する場合は「サービス管理責任者研修」のうち該当分野をすべて修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも該当のうち一分野を事業開始後1年までに修了していればよいこととする。